

第3回米原市自治基本条例推進委員会 会議録

内容承認（富野会長）	承認											
公開・非公開の別	公開											
開催日時	平成20年1月7日（月）午後1時30分～3時00分											
場所	米原市役所近江庁舎 2EF会議室											
傍聴人	0名											
出席者	富野	山本	大長	高見	村岡	足立	賀治	岸根	田辺	木村	今川	北村
						-		-		-		
	（事務局）千代政策推進部長・総合政策課：津田課長、服部主査、松村											
議事	<p>前回の議事内容の確認</p> <p>市民の日常から見た問題点・解決策について（意見交換）</p>											
<p><最初に></p> <p>（会長） あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>旧年中は難しい話から入ったが、本年は委員の皆さんの生活実感からご意見をいただき、その中から自治基本条例について必要なことをまとめていきたい。自治基本条例がきちりと機能するよう皆さんのご意見をいただきながら進めていきたいのでよろしくお願ひしたい。</p>												
<p><概要></p> <p>前回の議事内容について確認を行う。（事務局説明）</p> <p>以下、質疑応答・意見交換</p> <p>（委員） 公民館が指定管理者制度になり、公民館講座で「びんてまり講座」を近江公民館で実施したが、和ふれあいセンターでも同じ講座を開催された。しかし同じ講座でありながら、受講料が施設によって違ったため、一方の施設へ理由を聞いたところ、「補助金が入ってくるのでその分安く設定した」という回答をもらった。受講者からは「同じ内容なのにどうして受講料が違うのか」という問い合わせがあったので、どうしてかということを知りたい。</p> <p>（会長） 前回の議事内容を確認しているところなので、次の議題で皆さんからの意見をお聞きすることによろしいですか。</p> <p>（会長） 前回、皆さんへ宿題を出させていただき、日常的な活動から課題を出していただくということで今のような意見をいただいたわけですが、今日の資料でいただいた自治基本条例と総合計画の関係がよくわからない。これはどういうことか。</p> <p>（事務局） 総合計画策定にあたり、自治基本条例の位置づけをどうするかという議論があった。自治基本条例では総合計画のことは触れていないので、どのように位置づけするかということで総合計画の最初に自治基本条例を位置づけ、条例の理念に基づいてまちづくりを進めていくことを大前提として策定させていただいた。</p> <p>総合計画に掲げているまちの将来像を実現するための5つの政策について、条例の理念をもって都市経営を行うということで位置づけさせていただいている。</p>												

(会長) 総合計画と自治基本条例をつくる部局は同じだと思うが、どのように結びつけるか議論はあったのか。

(事務局) ありました。

(会長) 基本的には、自治基本条例があって総合計画を策定するということだが、具体的に自治基本条例と総合計画とのつながりが見えない。条例のどの部分が総合計画のどの部分に結びついているのかということを説明いただきたかった。

だから、この資料では自治基本条例と総合計画の関係が示されていない資料ということですね。

(事務局) 総合計画では自治基本条例の理念を溶け込ませた形になっているので、わかりにくかったかもしれない。

(会長) 自治基本条例の理念がここにあり、その中に総合計画の政策があるという形になっていないので市民にはわかりにくくなっている。

自治基本条例のどこが、総合計画のどこに対応しているかが見えないので、条例と計画が別々に機能しているように感じる。

その点について、特に問題視されていないのであればよいが。

自治基本条例は、市民の皆さんにこういう形でまちづくりは進んでいるということをアピールして理解を広めていくもので、行政の計画の中で自治基本条例をどのように活かしたかを市民に示すことが望ましい。

(委員) 私も総合計画策定に携わってきたが、自治基本条例の理念とのつながりを持ちながら総合計画を策定してきたつもりだったが。

(事務局) 自治基本条例に掲げられている「協働」や「情報の共有」は、最終的な目標ではなく、一つの手段、まちの将来像、5つの政策を達成するための手段であると考えている。

(会長) 自治基本条例の理念である協働などは手法・手段というつもりでつくってはいない。まちづくりの基本原則であって手段ではない。

(事務局) 最終的な到達目標があり、そこに到達して終わりというものではないと認識している。

(会長) 計画などの具体的な姿をつくっていくにあたり、自治基本条例の理念は基本原則、捉え方であり手段ではない。憲法でも国民主権は基本的な原則であって手段とはならない。

自治基本条例のつくり方と総合計画のつくり方にギャップがあるようだ。

今このような議論を始めても政策的ではないが、自治基本条例をつくった側として、条例がどのように効いていて、どのように計画や条例がつけられて活用されているか、どのように市民に影響があるのかということを市民に見える形で示す必要があると思う。だから、総合計画に計画が具体

的にどのように活かされて効いているのかという形が欲しかった。

(委員) 私も総合計画策定に関わってきたが、自治基本条例をつくった者として理念を頭に置きながらつくっていくように心がけていたし、その場でも申し上げてきた。しかし、合併時に作成された「新市まちづくり計画」があったため、そちらを基本にしたつくり方となってしまった。

(会長) 行政としても「新市まちづくり計画」があるため、それを履行しなければならないということだろう。

(委員) 総合計画をつくる過程は、新市まちづくり計画を推進していかなければならないが、自治基本条例があるので、その角度から見直していくという関わり方だったと思う。
自治基本条例があるから、政策課題を位置づけていくという手法ではなかったと思う。

(会長) 総合計画と自治基本条例両方を並行しながら作業されていたので難しかっただろうと思う。
しかし、両者の関係からこれからどうしていくのかということからきっちりと考えていく必要があると思う。この点は、推進委員会で今後の意見として提言させていただくかもしれない。

市民の日常から見た問題点・解決策について（順番に発表）

以下、意見交換

(会長) まずは、委員の皆さんの日常生活から「こういうことがあったらよい」「こういうふうになればよい」というそれぞれのご意見をいただき議論していきます。

(委員) 最初に述べた意見の続き・・・

公民館が指定管理者制度になり、公民館講座で「びんてまり講座」を近江公民館で実施したが、和ふれあいセンターでも同じ講座を開催された。しかし同じ講座でありながら、受講料が施設によって違ったため、一方の施設へ理由を聞いたところ、「同和対策補助金が入ってくるのでその分安く設定した」という回答をもらった。受講者からは「同じ内容なのにどうして受講料が違うのか」という問い合わせがあったので、どうしてかということを知りたい。

要は、同和対策補助がどうなっているのか、今後どうなるのかということ、同じ講座で価格設定が違うのはなぜかということ。

(会長) 行政に聞きたいが、指定管理者には講座開催などどれほどの自由度があり、受講料の設定など指定管理者に任せているのか。

(事務局) 指定管理者へ支払う委託料の範囲内で各施設それぞれが講座内容や受講料を決定し、計画や報告をいただくことになっている。

(会長) 要は、公民館など市民が利用する施設でどのようなサービスが提供されるべきか。サービスの質や水準の問題をどうするかということ。

もう一点は多様性の尊重として、同和問題などは市民としてどのように受けとめ、自治基本条例と結び付けていくかということ、この2点を提言いただいた。

(委員) 自治基本条例の理念である「持続的発展」、「市民主権」とあるが、現状として少子高齢化・限界集落・環境問題などがある。市民主権として、私たち市民が今何をすべきかということを考えていかなければならない。

(会長) 「限界集落」はどれくらいあるのか。

(事務局) 「限界集落」は2つ、「準限界集落」は9つである。

(会長) 総合計画では限界集落として何か位置づけているのか。

(事務局) 総合計画の基本計画で自治の仕組みを検討していくということで位置づけし、具体的には空き家対策や都市との移住交流などを推進しており、実施計画の中で位置づけている。

また、自治会での対応が難しいものは広域で検討するといった自治自体の仕組みを検討していく必要があると考えている。

基本計画・実施計画：総合計画は「基本構想・基本計画・実施計画」の3層で構成されている。

(委員) 子育てや高齢者のサポート的なセンターがどこかにあればよいと感じている。

団体などには所属しなくても、何かしたいという主婦や高齢者は大勢いる。ちょっとサービスを受けたい、提供したいという仕組み・施設があればと思う。

みんなが助け合える「場所」、「機能」があれば、もっと住みやすくなる。

(会長) センターには2通りの意味があり、場所の提供としてのセンター、情報を集めて提供し、つながりをつくっていくセンターがあるが、どちらのイメージか。

(委員) つながりをつくっていくセンターをイメージしている。

(委員) 私は2つほど考えている。1つは中間支援、インデックス(目次的なもの)機能を持たせたものをやりたい。

例えば伊賀市がやっているプラットフォームシステムは今言われているような仕組みであり、社協が中心となってちょっとしたサービスを高齢者などに提供している。このようなサービスをやっていきたいと思っている。

しかし、一つ問題なのは前回にも話があったように広域的なボランティアも必要になってくるのではないかと、米原だけではなく、長浜市や彦根市も含めて市の枠組を超えた取り組みや発想が必要だと思う。

もう一つは、予算要求時に総合計画だけではなく、自治基本条例の原則・理念を達成するための予算要求だとわかるような様式にすれば、自治基本条例・総合計画との矛盾がなくなるのではない

か。そうすれば、市民に対し「お金が無いからできません。」という言い訳もできなくなるし、条例の理念に基づいた予算折衝ができ、且つ、予算編成過程も公表し説明することができる。よって市民もどうやって予算が決定されたのかを知ることができ、判断ができる。市民と行政が共感できる予算となる。

(会長) おもしろい話を聞いた。

一つは広域性、自治会ぐらいの小さな単位と市内全域ぐらいの単位、市を超えた広い範囲を単位として重層的に考えていく必要があるのだろう。

もう一つは、行政側の自治基本条例の動かし方であり、予算や政策、計画をつくる時に何を意識してつくっているのかということ。今までは国や議会を意識してつくってきたと思うが、自治基本条例ができてからは意識的に使ってきたかといえば、比較的弱かった。自治基本条例ができても効果が見えないとよく言われているが、それを乗り越え、今言われたような予算編成時にチェックリストをつくるなど、具体的に行政内部に組み込んでいくことは推進委員会や市民から提言したほうがいいのかもわからない。

(委員) 予算編成過程が市民にわかるようにしてもらいたい。市民が意見を言えるような、市民主権が使えるような仕組みにして欲しいということ。市民主権を行使しようとしても情報が少なすぎて行使できないと感じている。もう一度自治基本条例をつくったときの考え方に戻って欲しい。

また、先ほどから子育てや高齢者問題を言われているが、環境問題も無視できない。自宅でも家の設備などで積極的に環境に配慮して取り組んでいる。設備投資への補助は必要ないが、環境に配慮した結果から出てきた対価に対しての助成はないのかと市へ問い合わせたところ、環境基本計画で検討しているとのことだったが、結果は何もされていない。

私が言いたいのは、限りある資源を守るため、市民自ら何をすべきかを考え取り組んだ結果に対して何らかの支援があれば、市民の意識も変わるのではないかということ。農業政策についても何も書かれていない。要は、毎年の予算で自治基本条例がどこでどのように関わっているのかということを知りたい。

(会長) 市民主権を行使するためには、行政の情報、行政が何をしようとしているのかという情報をどうするかということ。これが難しく、従来は情報公開や市民満足度の指標化など行政のやっていることをわかりやすくしてきた。しかし、行政の仕事が煩雑になりすぎてしまっている。情報整理の仕方がまずいので情報を公開するまでの無駄な労力が多すぎる。だからやらなくてもいいことをやって、本当にやらなければならない仕事できていない状況である。実は行政はものすごく苦勞して、本来の情報公開、情報管理ができていない。

行政が努力してもいまだに市民から前述のような意見が出てくるということは、根本的に仕組みを考え直す必要がある。我々委員は、どうしていけばよいか、何をつくっていくかということを考えていかなければいけない。

環境問題については、環境基本条例のつくり方の問題とつくってからの具体的な動かし方の問題である。自治基本条例では「持続的発展」ということになるが、例えば「エコポイント制度」などいろいろな具体的な取り組みがあるが、私たちは、仕組みとして“何を”“どう進めていくか”とい

うことを条例側から提案していきたい。

農業の問題について、自治基本条例では直接農業問題に触れていないが、持続的社會、人々と協働で行う地域社会づくりなど、条例の項目が複雑に絡み、それをどう動かしていくかということになる。

先ほど意見が出た「限界集落」も農業につながり、日本のあり方も問われる問題で、環境問題と同じように議論していく必要がある。

(委員) 米原市ではツールは充分整備されていると思うが、情報をいかに受け取るか、市民や企業に適切に伝わっているか、適切に伝わっていないということが課題だと前回の意見にもあったように、情報発信の簡素化、発信した後のフィードバックができていない、わかりやすい情報発信になっているのだろうかという点で考えてみた。

市としてもインターネット・広報などで情報発信をしているが、一方的な発信になっていないか、発信した情報が市民に理解されているかということ、また市民が何か課題を見つけたとき、その課題を発信したくてもできないという市民はたくさんいると思われる。それを改善するためには、各分野の課題の優先度の設定をしなくてはいけないと思っている。

米原に勤めて思うことは、隣の長浜市と比べて変わらないのにどうして長浜市が住みやすさ日本一なのかと考えたところ、いろいろな整理が充分でない。課題の優先度、何が重要か、今取り組むべきものについて、滋賀県一、日本一を目指すなら行政だけでなく、市民や事業所、団体、自治会などが理解して、協働で達成していかなくてはいけないと思う。そのためには中間支援組織を立ち上げればよい。その組織をいかにして立ち上げていくかということが今の課題ではないかと思う。いろいろな課題があっても理解されている人は少ない。中間支援組織は、課題を適切に伝え、理解してもらうようにすることであり、そこには行政も参加する。自治会・団体・学校・事業所等を巻き込んだ中間支援組織を立ち上げられないかなと思っている。例をあげると、工業団地で協議会を立ち上げ、自治会も参加してもらいながら、交通安全活動を実施している。いろいろな活動をしようとするには、経費もかかるが、適切に理解されれば企業も支援してくれるはずなので、どうやって理解してもらうかが重要で、市民や事業者へ浸透させていくには大変だが、先は明るく必ず成果が出てくると思う。

中間支援組織は、安定するまで行政に入ってもらい、安定すれば事業者・団体主導で継続していけばいいだろう。この課題を克服すれば、必ずいい結果が待っているに違いない。

要は、関心のない人にいかに関心を持ってもらうか、そのための中間支援組織を立ち上げて理解してもらい、参加してもらう人を増やしていくことだろう。

(会長) 今言われたことは、地域づくりのための組織づくりにつながる話である。市民の力を蓄えるには、まず行政の力を借りてやっていくことも必要だが、軌道に乗れば行政が離れていけばよい。そういう意味で、行政が最初から「やってください」と投げてしまうのではなく、最初に手助けし、徐々に民へ移行していくことが望ましいだろう。どこに、どう行政が関わるかという事、これが行政の役割である。

また、目的がはっきりしていて、社会貢献できるということが理解されれば、必ず企業に賛同してもらえ、よい信頼関係、パートナーシップが確立できるはずである。

(委員) 合併後の自治会にはお金も無いし、元気が無い。自治会にまちづくりグループ、懇話会的なものがあれば、元気になるのではないか。区長中心の組織ではなく、自治会単位にとどまらないまちづくり懇話会のような組織を中心にしたまちづくりをやらなければ活性化しないだろう。

また、例えば国道の危険性を何年も前から訴えているが、なかなか取り組んでもらえない。進捗状況などを教えて欲しいが、教えてもらう方法もわからない。このように課題に対して意見を述べる仕組みが市民に理解されていないし、身近な仕組みとなっていない。

(会長) 地域支援、地域の元気づくりは検討していかなければいけないが、まちづくり懇話会は、自治会単位、もう少し広い範囲を考えているのか。

(委員) 学区単位ぐらいの広がりを持ったものと考えているが、自治会単位で頑張りながら、学区単位ぐらいへ広がっていければ一番いいと思う。

(会長) いろいろな問題に対し、意見が言えてきっちりと反映させる仕組みが必要ではないだろうか。行政が努力して伝えていても市民レベルでは見えていないというのが現状のようだ。

(委員) 結局は、自治基本条例と総合計画の関係をどうするかに尽きる。「いきがい」にも「協働」があり、「安心」にも「協働」があるように、条例の理念(縦)と総合計画の政策(横)をマトリックスさせて、具体的な手段を考えていくことが必要だと思う。そうすれば、行政で縦割りだったものをつないでいけば見えてくるのではないかと感じる。

(会長) 今日皆さんからいただいた意見は、例えば総合計画で具体的にどうやって解決していくかというレベルの問題になると思う。その問題を具体的に解決するために、自治基本条例の理念とどう対応させていくか、どう組み立てていくかということは別の問題としてあるのではないか。だから総合計画ではその点がうまく表現されておらず、条例の原則があり、それによって方向付けがされ、解決のあるべき姿が見えて、その姿を具体的に計画へ組み込むという形になってくると思う。

今日の意見をすぐにしようというわけではなく、この意見を具体的に展開、政策や事業として進めていくために条例側からどういう仕組みや考え方を行政や市民に提示していくかということをも具体例をあげて踏まえていかなければいけないし、そういう議論をしていかななくてはならない。

そのための作業として、総合計画と自治基本条例がどのように絡んでいるかということをもとめながら議論していく作業になる。

次回はそのあたりの議論・整理をしたいと思う。

今日の意見を、各委員それぞれで自治基本条例のどれにあたるのか、どのように理解すればいいのかということを考えていただき、議論していきたいと思う。

総合計画と自治基本条例の関係を整理する必要もあるので、行政側で整理をして次回に準備していただきたい。

分科会については、現時点では難しいので、もう一回全体会を開いてから分科会へ進んでいきたい。

(委員) 自治基本条例と総合計画の関係で、市民が最も関心のある予算の反映がわからない。税金がどのように使われているのかということなど、お金の使い方をもっとわかりやすく提供して欲しい。

(会長) 現在は、来年度予算要求は終わっている状況なので、次の段階の事業評価や平成 21 年度の予算要求で議論した結果を各委員へ報告する形で示していただければいいと思う。

(委員) 自治基本条例の理念からいくと、予算の骨子から私たちに示してもらえるものだと思っていたので残念である。

(会長) 自治基本条例は即効性があるものではないので、そういう意味で長い目で見たい。

(委員) 予算要求の様式を今から変更するのは難しいので、予算編成方針が自治基本条例をどれくらい反映しているのかということがわかればおもしろいと思う。予算編成方針を公開してもらえれば推進委員会で議論できる。

(委員) 最近、老人クラブに対して健康診断案内をしてほしいという依頼が市役所からあった。「やってください。」というだけで、「高齢者の受診率が低いから同じ仲間同士誘い合って受診してください。」というように依頼があれば、役割分担・協働として積極的に引き受けることができる。現場の職員まで協働の意味が伝わっていないのではないかと。自治基本条例策定に関わってきた者として寂しい。

(会長) 今言われたように全職員に自治基本条例の理念が浸透していないと起こりうるケースである。そろそろ時間が来ましたので、行政は次回までに自治基本条例(縦)と総合計画(横)の関係を整理していただき、皆さんには今回出された意見を自治基本条例の中で制度や仕組みとしてどのように受けとめていくのかを考えてきて欲しい。

次回会議日程

- ・第4回 平成20年3月17日(木)午後1時30分～ 場所未定

閉会

以上